

令和6年度 第7回 四国中央市農業委員会
総会議事録

四国中央市農業委員会

令和6年度第7回農業委員会総会日程表

日 時 令和6年10月7日（月） 午後1時30分～

場 所 JAうま総合経済センター 会議室

招集者 四国中央市農業委員会会長 高橋 藤 信

議事日程

日程第1 会議録署名委員の指名

日程第2 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

日程第3 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

日程第4 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

日程第5 議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画（貸借）の承認について

日程第6 議案第4号 農地台帳登載申請について

出席委員（16名）

3 森 川 雅 之	4 石 川 光 男	5 押条和司朗	6 尾 崎 之 隆
7 池 田 忠 志	8 篠 永 賢 二	9 星 川 俊 夫	11 坂 上 宏
12 眞 鍋 晴 豊	13 鈴 木 博 美	14 高 橋 藤 信	15 鈴 木 和 治
16 村 上 佳 清	17 寺 尾 悟 志	18 則 友 祝 幸	19 石 川 武 将

出席農地利用最適化推進委員（24名）

1 脇 純 樹	3 山 下 宏 二	4 星 川 久 和	5 高 橋 忠 明
6 佐 藤 保 之	7 宇 高 勉	8 鎌 倉 静 夫	9 竹 本 正 行
10 喜 井 仁 志	11 村 上 紘 一	12 石 川 繁	13 紀 井 正 明
14 受 川 清 男	15 三 好 昇	16 合 田 篤 夫	17 鈴 木 一 郎
18 伊 藤 浩 一	19 萩 尾 博	20 高 橋 秀 典	21 越 智 寧
22 近 藤 良 啓	23 河 村 嘉 男	24 竹 内 正 篤	25 鈴 木 敏 也

欠席委員（2名）

1 大西嘉一郎 10 河村久仁彦

欠席農地利用最適化推進委員（1名）

2 石川 茂

出席した職員

事務局長 森 實 大 次 長 三 宅 栄 一 次 長 石川みちる
係 員 藤 田 兼 弥

第7回 四国中央市農業委員会総会 議事録

開会 令和6年10月7日(13:30～)
JAうま経済センター2階 会議室

局 長 みなさん、ご起立願います。

局 長 「礼」 ご着席ください。

局 長 それでは、開会にあたりまして、会長から総会招集の挨拶をお願いいたします。

会 長 (会長挨拶)

議 長 只今の出席委員数は、16名であります。

議 長 したがいまして、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

議 長 よって、第7回四国中央市農業委員会総会を開会いたします。

議 長 これより、会議を開きます。

議 長 議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

議 長 ご報告いたします。総会会議規則第3条の規定により、

1 番 大西 委員

10 番 河村 委員

から欠席届がありましたので、ご報告いたします。

また、農地利用最適化推進委員の

2 番 石川 委員

より欠席届がありましたので、お知らせいたします。

議 長 日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

議 長 会議録署名委員は、総会会議規則第15条第2項の規定により、

4 番 石川 委員、5 番 押条 委員 を指名いたします。

議 長 日程第2、報告第1号、「農地法第18条第6項の規定による通知」について、

を議題といたします。

議 長 報告を求めます。石川 次長

石 川 それでは、報告第1号、「農地法第18条第6項の規定による通知」について、報告いたします。

番号1の案件については、令和6年9月9日解約。

番号2の案件については、令和6年9月8日解約。

番号3の案件については、令和6年8月20日解約。

以上、3件の解約通知がありましたので報告いたします。

議 長 以上で、報告を終わります。

議 長 日程第3、議案第1号、「農地法第3条第1項の規定による許可申請」について、を議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。石川 次長

石 川 それでは、議案第1号、「農地法第3条第1項の規定による許可申請」について、説明いたします。

申請案件すべて、農地法第3条第2項各号に該当しておらず、許可要件を満たしています。

番号1の案件については、売買による所有権移転です。経営規模拡大のため申請するもので、許可後はじゃがいもの栽培を予定しています。

番号2の案件については、売買による所有権移転です。経営規模拡大のため申請するもので、許可後は水稻の作付けを予定しています。

番号3の案件については、贈与による所有権移転です。受人は、本申請で新たに農地を取得する新規就農者であるため、8月21日に地元推進委員とヒアリング及び現地確認を行いました。許可後は野菜の栽培を予定しています。

番号4と5の案件は、関連案件のためまとめて説明します。

両案件については、交換による所有権移転で、番号5は小作地開放です。当

事者各々が所有する農地について、近隣で耕作便利な互いの申請地を当事者間で移転するため申請するもので、許可後は水稻の栽培を予定しています。番号6の案件については、売買による所有権移転です。受人は、本申請で新たに農地を取得する新規就農者であるため、9月19日に地元推進委員とヒアリング及び現地確認を行いました。許可後は野菜の栽培を予定しています。以上で説明を終わります。

議 長 以上で、議案の説明は終わりました。

議 長 これより、質疑にはいります。

委員の方で、補足説明があればよろしくお願いします。

議 長 番号1番について、質疑はありませんか。

委 員 異議ありません。

議 長 続きまして2番

委 員 異議ありません。

議 長 3番

委 員 申請者は新規就農者であるため、8月21日に申請者のヒアリングと現地確認を行いました。

現在、切山にある知人の農地で耕作を手伝っており、所有している農機具は草刈機のみですが、その他必要な農機具については借用を予定しています。

申請地は自宅から少し離れていますが、実家の近くでもあり、自動車ですぐ通作できる距離にあると思います。自家消費野菜の栽培からはじめ、今後、農業への意欲を感じとれました。従事日数や周辺地域と連携することも確認できましたので、許可することに問題はないと思います。

議 長 4番

委 員 異議ありません。

議 長 5番

異議ありません。

議 長 6 番

委 員 受人は、現在農地を所有しておらず、今回の申請で新たに農地を取得する新規就農者であるため、9 月 19 日にヒアリングと現地確認を行いました。申請地は新築予定地の隣で、農作業については、親や祖父母の手伝いですが、テレビやネットで野菜等の栽培方法の知識を習得するそうです。作物については、自家消費用の野菜とレモンやイチジクの果樹の栽培を考えています。農機具については、管理機や草刈り機を購入予定で、規模の拡大は考えていません。従事日数や地域の水路清掃等への参加も確認し、農業への意欲を感じとれましたので許可することは問題ないと思います。

議 長 ほかに、質疑はありますか。

委 員 (「特になし。」との声)

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 議案第 1 号、「農地法第 3 条第 1 項の規定による 許可申請」について、原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 (挙手全員)

議 長 挙手全員であります。

よって、議案第 1 号は、原案のとおり許可することに決しました。

議 長 日程第 4、議案第 2 号、「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見」について、を議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。 三宅 次長

三 宅 それでは、議案第 2 号、「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見」について、説明いたします。

申請件数は 6 件で、すべての案件について、許可要件である「立地基準」「一

般基準」ともに満たしております。

番号1の案件について、受人は申請地東側で紙加工業を営む法人で、現在、会社から離れた駐車場を使用していますが、利便性が悪いため、今般、工場に隣接する申請地を譲り受けての駐車場建設で、申請地周辺は宅地化が進み、市街化が見込まれる地域であるため、転用許可申請することはやむを得ないと思われます。

番号2の案件について、受人は現在、借家住まいですが、将来を見据えて、生活環境が整った申請地を譲り受けての一般個人住宅建築で、申請地は、第3種農地であり、転用許可申請することはやむを得ないと思われます。なお、申請地は既に造成されているため、始末書が提出されています。

番号3の案件について、受人は宅地建物取引業を営む法人で、現在、同地域で住宅地の要望が多いことから、交通アクセスも良く住環境の整った申請地を譲り受けての分譲宅地造成で、申請地は第3種農地であり、転用許可申請することはやむを得ないと思われます。

番号4の案件について、受人は現在、借家住まいですが、家族が増え手狭になってきたため、生活環境が整った申請地と一体利用の宅地を譲り受けての一般個人住宅建築で、申請地は第3種農地であり、転用許可申請することはやむを得ないと思われます。

番号5の案件について、受人は紙加工業や不動産賃貸業を営む法人で、近隣の関連会社が既存の駐車場を廃止するため、利便性が良い申請地を譲り受けての貸駐車場建設で、申請地周辺は宅地化が進み、市街化が見込まれる地域であるため、転用許可申請することはやむを得ないと思われます。

番号6の案件について、受人は建設業を営む法人であり、現在、隣接地においてサービス付き高齢者向け住宅の建設を行っています。建設中は、工事に伴う駐車場等を確保する必要があり、業務の円滑化を図るため、一時的に申

請地を借り受けての仮設現場事務所及び駐車場建設で、申請地は工事期間中の一時的な転用であり、工事完了後は速やかに農地に復元する計画書が提出されていることから、一時転用することはやむを得ないと思われます。

なお、申請地には耕作権が付いていますが、一時転用終了後も継続して耕作地として利用したいとの耕作人の意向があるため、今回は耕作権者の同意を得ています。

以上で説明を終わります。

議 長 以上で、議案の説明は終わりました。

議 長 これより、質疑にはいります。

委員の方で、補足説明があれば、よろしくお願いします。

議 長 番号1番について質疑ありませんか。

委 員 異議ありません。

議 長 続きまして2番

委 員 異議ありません。

議 長 3番

委 員 異議ありません。

議 長 4番

委 員 異議ありません。

議 長 5番

委 員 異議ありません。

議 長 6番

委 員 異議ありません。

議 長 ほかに、質疑はありませんか。

委 員 (「特になし。」との声)

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 議案第2号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見」について、「異議なき旨の意見」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

議 長 (挙手全員)

議 長 挙手全員であります。

よって、議案第2号は、「異議なき旨の意見」とし、同意見を附して県知事に進達いたします。

議 長 日程第5、議案第3号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画(貸借)の承認」について、を議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。 藤田 係員

藤 田 それでは、議案第3号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画(貸借)の承認」について、説明いたします。

番号1の案件については、1年間の使用貸借です。

番号2の案件については、10年間の使用貸借です。

番号3の案件については、10年間の賃貸借です。

番号4の案件については、10年間の賃貸借です。

番号5から7の案件については、再設定ですので説明は省略します。

以上で説明を終わります。

議 長 以上で、議案の説明は終わりました。

議 長 これより質疑にはいります。

委員の方で、補足説明があれば、お願いします。

議 長 番号1番、質疑はありませんか。

委 員 特に異議ありません。

議 長 続きまして2番

委 員 異議ありません。

議 長 3番

委 員 異議ありません。

議 長 4 番

委 員 異議ありません。

議 長 番号 5 から 7 番の再設定について質疑はありませんか。

委 員 （「特になし。」との声）

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 採決に入る前に、番号 3 については、鈴木敏也委員の関連案件でありますので、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により、鈴木敏也委員の退席を求めます。

（鈴木 敏也 推進委員退席）

議 長 議案第 3 号中、番号 3、「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（貸借）の承認」について、「支障なき旨の意見」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 （挙手全員）

議 長 挙手全員であります。

よって、番号 3 は、「支障なき旨の意見」とし、市へ答申いたします。

議 長 鈴木委員の入室を許可いたします。

（鈴木 敏也 推進委員 入室・着席）

議 長 鈴木委員に報告します。鈴木委員関連案件の番号 3 については、「支障なき旨の意見」とし、市へ答申することに決しましたので、報告いたします。

議 長 議案第 3 号中、番号 3 番以外について、「支障なき旨の意見」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 （挙手全員）

議 長 挙手全員であります。

よって、議案第 3 号は、「支障なき旨の意見」とし、市へ答申いたします。

議 長 日程第6、議案第4号、「農地台帳登載申請」について、を議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。 石川 次長

石 川 それでは、議案第4号、「農地台帳登載申請」について、説明いたします。
番号1の案件については、農地台帳登載申請があり、9月12日に現地調査を行いました。

番号2の案件については、農地台帳登載申請があり、9月28日に現地調査を行いました。

以上で説明を終わります。

議 長 以上で、議案の説明は終わりました。

これより、質疑にはいります。

委員の方で、補足説明があれば、お願いします。

議 長 番号1番、質疑はありませんか。

委 員 9月12日に現地を確認しました。

申請地は非農地通知書を発出されていましたが、再度農地に復元しています。草刈り等を行い農地として管理されており、今後、利用権を設定し耕作者が耕作することを確認しておりますので、農地台帳の登載について問題ないと思います。

議 長 2番、質疑はありませんか。

委 員 9月28日に現地を確認しました。

申請地は非農地通知書を発出されていましたが、再度農地に復元しています。一部野菜の栽培をし、農地としてきちんと管理されております。今後、利用権を設定し耕作者が耕作することを確認しておりますので、農地台帳の登載について問題ないと思います。

議 長 ほかに、質疑はありませんか。

委 員 （「特になし。」との声）

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 議案第４号、「農地台帳登載申請」について、原案のとおり農地台帳に登載することに、賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 （挙手全員）

議 長 挙手全員であります。

よって、議案第４号は、原案のとおり登載することに決しました。

議 長 以上をもって、本日の日程並びに本総会に付議された案件は、すべて終了しました。

議 長 これより、その他の協議にはいります。委員の皆さんから、何かご意見等がありましたらお願いします。

委 員 （「特になし。」との声）

議 長 ないようでしたら、局長より、その他事務報告をお願いします。

局 長 事務報告

議 長 長時間にわたり、慎重なご審議、誠にありがとうございました。

これをもちまして、第７回四国中央市農業委員会総会を閉会いたします。

ご協力、ありがとうございました。

局 長 ご起立願います。

局 長 「礼」、お疲れ様でした。

閉会時間 （13：55）

署 名 人

四国中央市農業委員会

議 長 高橋 藤 信

委 員 石 川 光 男

委 員 押 本 和 司 朗